

令和5年12月28日

鷹栖町長 谷 寿 男 様

鷹栖町環境審議会

会長 村椿 直三

ごみの減量目標、燃やせるごみ処理手数料、ごみ袋売渡価格について（答申）

令和5年6月19日付け鷹住第81号で本審議会に諮問がありました、ごみの減量目標の総括及び令和6年度以降の目標の設定、燃やせるごみ処理手数料の見直し、ごみ袋売渡価格の見直しについて、慎重に審議を進めた結果、次のとおり答申します。

## 1 答申要旨

本審議会は、令和5年6月から、計5回の審議会を開催し、審議を進めてきました。

ごみの減量目標については、社会情勢等も踏まえたうえで、総括を行い、新たな目標数値について議論しました。

燃やせるごみ処理手数料の見直しについては、減量化が進んでいることから、今回は見直しの必要はないとの結論に達しました。

ごみ袋売渡価格については、長期間見直しがされていないこと、原材料費が高騰していることを踏まえ、見直しが必要であるとの結論に至りました。

それぞれの考え方について次のとおり答申します。

### （1）ごみの減量目標の総括及び令和6年度以降の目標の設定について

#### （ア）現目標の総括

令和5年度末を期限とするごみの減量目標を設定し、ごみの減量化に取り組んできたが、目標の達成は非常に困難な状況である。

その大きな要因に目標設定（令和2年4月）とほぼ同時に新型コロナウイルスの感染が拡大したことが挙げられる。これまで経験したことのない、未曾有の事態となり、ごみ排出量にも多大な影響を与え、ごみの減量目標の達成を非常に困難なものとした。

具体的には、緊急事態宣言や外出自粛による在宅時間の増加、外食産業の減少（中食の増加）等、家庭から排出されるごみが増加した。また、“断捨離ブーム”も多大に影響したと想定される。

また、同時に、独居等高齢者の住宅の片付けにも拍車がかかり、一度に多量のごみ

(特に粗大ごみ) が排出されることが多くなった傾向もある。

これらの影響は目標設定時には想定することのできない要因であった。

その一方で、ごみの減量化のための様々な取組が行われてきた。

令和2年度	・ごみの減量目標の設定、燃やせるごみの有料化 ・広報・チラシでの周知
令和3年度	・5月から毎月「ごみ減量通信」を発行(～令和5年3月)
令和4年度	・粗大ごみ処理手数料を見直し ・プッシュ型の説明会を実施(計10回、125名) ・ふるさと共育(小学生に対する授業)の充実化 ・紙製容器包装分別袋の全戸配布
令和5年度	・ごみに関する講演会の実施(滝沢秀一氏) ・広報でのごみに関するお知らせ(隔月)

ごみの減量化のために決定的な解決策はなく、継続して住民への周知・啓発を行い、少しずつ行動変容を促すことが非常に重要である。そのため、減量目標設定後のこれらの取り組みは、住民の意識変革に効果があったものと考えられる。

特に可燃ごみは令和3年度、令和4年度と2年連続で減量化しており今年度もさらなる減量が見込める状態となっている。紙製容器包装分別袋の配布は大きく貢献したと想定されるため、継続するとともに更なる施策の展開を期待する。

すでにコロナ渦前の水準以下になっていることや、粗大ごみは手数料を見直した令和4年度に大幅な減量化を達成するなど、種々の取り組みに一定の成果が表れている。

#### (イ) 令和6年度以降の目標の設定について

今後も、具体的な数値目標を設定し、行政と住民が協力してごみの減量化に取り組むことが適当であるため、目標を設定すべきと考える。

ただし、従来の目標は家庭系・事業系が合計された総排出量で設定されていたが、減量化に対する取り組みの質が異なることから、次期目標については、家庭系・事業系を分離することが妥当である。

また、目標の期間は3年間(次々期も3年間)とすることにより、第8次総合振興計画との整合性が保たれるため、3年間が適当と考える。

具体的な数値については現在の状況を踏まえたうえで、以下が妥当であるとの結論に達した。

	ごみの総排出量	燃やせるごみの排出量
家庭系	650 g / 人・日	250 g / 人・日
事業系	ごみの総排出量を 240 t	

また、期待することとして、以下3点を挙げる。

#### ・継続してごみの減量化・適正分別に資する施策を講じること

目標の達成には至らなかったものの、近年は目標の達成に向けて種々の取り組みが行われてきたと評価している。今後も、その手を緩めることなく、住民の理解を得な

がら、減量化・適正分別の推進に向けての取り組みを行うこと。

・ **高齢者のごみの出し方についての施策を検討すること**

今後、ますます高齢化が進み、分別ができない、ごみステーションまでごみを出すことができない等、高齢者が抱える問題が顕著になることが想定される。これらの問題解決のために、予算・人員・設備等が必要になるため、早期の検討・準備を関係部局等とも連携して進めること。

・ **事業所に対する啓発を実施すること**

事業所に対するごみの適正分別・減量化のための啓発を行い、事業系廃棄物の減量化を図ること

**(2) 燃やせるごみ処理手数料の見直しについて**

令和2年10月に有料化した燃やせるごみについては、令和5年度までは有料化した額を維持すること（目標未達成の場合はさらなる見直しを示唆）を周知してきた。

前述したとおり、目標達成はしていないものの、ごみの総排出量が増加したコロナ渦においてもその幅を最小限にとどめ、令和3年度、令和4年度は2年連続での減量化を達成している。令和5年度についてもさらなる減量化が見込める状況である。

ごみの減量化のための周知・啓発の効果が少しずつでてきており、特に紙製容器包装分別袋の配布は燃やせるごみの減量化に大きく貢献したと考えられる。

目標は未達成であるものの、コロナ渦という想定することのできない状況だったこと、減量化の成果が表れていることから、処理手数料の見直しは行わず、引き続き減量化の取り組みを継続することを期待する。

一方で、焼却には多額の費用がかかっていることを鑑みると、今後の動向を注視し、減量目標の達成状況を踏まえた定期的な見直しの検討をすることが適切であると考えられる。

また、依然として燃やせるごみに混入している生ごみが一定数あることから、生ごみの排出方法の見直しや老朽化している生ごみ堆肥化施設の大規模改修の検討も必要と考える。

**(3) ごみ袋売渡価格の見直しについて**

資源ごみの袋売渡価格については、袋代相当を売渡価格としていた。しかし近年の原油価格の高騰等の影響を受け、急激に仕入れ価格が上昇している。

差額は税金で賄われており、その費用について、町民は実感しにくい状況である。減量化や適正分別の推進に向けて積極的な町民と消極的な町民に負担の差が少なく不公平感が生じている状況でもある。

今後も、価格水準が下がることは見込めないため、売渡価格の見直しを行うことが妥当であると考えられる。

原価（平均価格 211.6 円/10 枚）や現行の売渡価格（110 円/10 枚）考慮して、200 円/10 枚が妥当であると考えられる。

見直しに当たっては、町民への周知期間を十分に確保するとともに、効果的な手法で行うこと。